

地域経営の観点からの商店街の活性化に関する事業に支援を行っている取組 (香川県高松市)

【支援措置】

中心市街地再活性化特別対策事業 総務省[元利償還金の30%を特別交付税により措置]
中心市街地活性化ソフト事業 総務省[事業経費の1/2を特別交付税により措置]

【事業費】

9,080千円(令和2年度予算額)
(支援措置対象経費:6,000千円)

任意団体を含めた商店街団体等が実施する活性化促進事業に必要な経費の一部を補助する。

中心市街地に所在する商店街団体等が行う中心市街地商店街の活性化に必要な事業の経費に対し、事業費の2/3以内(うち、1/3は県負担)を補助金として交付する。

右表におけるまちづくり戦略事業や空き店舗対策事業等ソフト事業にかかるものは中心市街地活性化ソフト事業を、商店街振興組合等公共的団体によるハード整備にかかるものは、中心市街地再活性化特別対策事業を支援措置として活用する。

商店街活性化にかかる県の補助制度の変更に伴い、区域を中心市街地エリアに限定し、補助対象事業も単なるイベント等にかかる経費は除くものに見直した。

平成27年～令和元年において14件の申請があり、45,571千円の補助を行った。

高松市民満足度調査(平成30年度)の結果によると、「中心市街地の活性化」施策に対して、平成28年度調査と比較したときに、「満足、やや満足」と答えた人の割合が0.8%増加、「不満、やや不満」と答えた人の割合が0.7%減少した。

| 補助事業の区分 | | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|------------|--|-------------------------------------|---------|
| まちづくり戦略事業 | 複数の商店街団体等が連携して取り組む広域的事業又は商店街団体等が他団体と共同して取り組む事業 | 事業に必要な経費 | 400万円 |
| | 情報化機器整備等を図る事業 | | 1,000万円 |
| 空き店舗対策事業 | 商店街団体等が、自ら空き店舗を利用して実施する事業 | 店舗等賃借料(12か月以内) ※2改装費、その他事業に必要な経費 | 600万円 |
| | テナント・ミックス管理事業 ※1 | | |
| 電力需給対策事業 | 省エネ設備等の導入による経費節減・環境改善等につながる事業 | 施設・設備の整備等に必要経費 | 700万円 |
| 安全安心対策事業 | 安全な環境を整え、安心して過ごせる場とするための設備の設置や改修事業 | | |
| 街並み整備・保存事業 | 街並み整備に係る施設の設置及び地域資源となる建造物等の取得・改修事業 | | |

※1 テナント・ミックス管理事業とは、商店街団体等が、必要な業種・業態の適正配置を図るため、空き店舗を賃借し、テナント(中小企業者に限る。)に転賃する事業をいう。

※2 テナント・ミックス管理事業における店舗等賃借料は、テナントからの転賃収入を除くものとする。
(高松市中心市街地商店街活性化支援事業費補助金交付要綱より別表)

◀H29年度【空き店舗対策事業】コミュニティスペース整備事業(施工後)

【計画書上の事業名】 中心市街地商店街活性化支援事業

